

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、九頭竜森林組合（所在地 福井県大野市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

平成30年11月14日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

(問い合わせ先)

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約管理官	高橋 孝広 Tel 025-370-6650	(ダイヤルイン)
経理調達課長	山本 陽介 Tel 025-370-6650	(ダイヤルイン)

記者発表資料

平成30年11月14日

北陸地方整備局

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
九頭竜森林組合	福井県大野市吉6号7番地

2. 指名停止措置期間：平成30年11月14日～平成30年12月13日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内（港湾空港関係に限る。）

4. 事実概要

九頭竜森林組合は、大野市内の同組合チップ工場において、平成29年9月に2台のコンベアに巻き込まれ同組合職員の男性が死亡する事故を発生させた。

この件について、チップ工場で木材を流す作業中、コンベアを停止しないまま木材の詰まりを取り除く作業をさせたとして、同組合及び同組合の使用人は、平成30年8月28日、労働安全衛生法違反の罪で大野区検から略式起訴された。

5. 措置理由

このことは、「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

（指名停止措置要領別表第2）

措置要領	期間
1～14 略 (不又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前号各号に掲げる場合のほか、業務に関し不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	